

第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会

日時：令和元（2019年）11月13日（水）10：00～12：00

場所：滋賀県庁本館4－A会議室

出席者：青木委員、李委員、上森委員、大河原委員、武田委員、竹屋委員、
田村委員、土井委員、ムハマッド委員、山中委員、吉積委員

オブザーバー：1名

傍聴：0名

取材：2名

1 事務局説明

資料に基づき説明。

2 委員意見

【委員】

本当に時間をかけて、各方面と議論をしていただいたものと思います。

それではですね、出席いただきました、皆様より御意見をいただきたいと思います。

まず、今御説明があったプラン全体につきまして、皆様の方から何か御意見がありましたら、頂戴しまして、その後ですね、細かく見ていきたいとも思いますので、各章ごとに分けてお聞きしていきたいと思います。

まず全体につきまして、恒例でございますが、まず口火を切っていただくのを、副座長の田村さんの方をお願いしたいと思います。

【委員】

おはようございます。よろしくお願いします。

全体ということだと、SDGsの17項目から、該当する部分を拾っていただいているのですが、重複してもいいので、重なるところ、例えば、10番ですね、これはもう多文化共生という言葉の中で、人や国の不平等をなくすということであったり、あと1番の貧困を無くすですとか、11番も最後の「活力ある地域づくり」、「安心して暮らせる生活支援」のところに入っていますが、割と全体に共通するのかなと思ひまして、これはどう活用するのかという難しいところですが、このSDGsの、目標を、どういう形で拾っていくのかというところは全体通して検討してもいいのかなというふうに、感じました。

あとは、懇話会の意見ですとか、他の、庁内、あるいは、県政経営会議で出た意見に関して、ここで議論されたことを大切に守っていただいているなというふうに私は感じましたので、何かコメントとして言う言い方がどう言えばいいのか分からないんですけども、ありがとうございました。

「対等な関係」のところなんですけれども、本文だと14ページですが、「滋賀県が目指す多文化共生の姿」として、「対等な関係のもと」ということをここに載せましたということなんです。「多文化共生とは」というところに、「対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと」というふうに紹介いただいています。対等な関係が、目指すべき姿だからこれでいいのかもしれないですけども、なかなかこう現実として、意見が出ていたとおりで、対等な関係に持っていくには課題も多いし、これとこれとこれがあれば対等ですよっていうと、また新たな課題も出てきますので、常に対等な関係を築こうとする姿勢がとても大事じゃないかなということを、1回目の懇話会でお話したように記憶しています。どう表現するのがいいのか、総務省の定義の、「対等な関係を築こうとしながら」というのをそのまま、持って来ていただくほうが、個人的なしっくりきます。

対等な関係というのはやっぱり、永遠の課題ではないかなと思うわけですね。そのあたりがうまく伝われば、懇話会以外で出てきた意見にも対応できるんじゃないかなと思います。

対等な関係というのはなかなか難しいんじゃないかという御意見が出ていたり、県だけでは無理だというのはごもっともなんですけれども、ただ、対等な関係を築こうとする、姿勢がとても重要で、そこが強調されているとよいのかなというふうに思いました。

あと全体でいきますと、成果指標がですね、項目ごとにかなりばらつきが、あるような気がしまして、大変こう、現状と比べると、基準と比べると伸びているところもあれば、かなりこう、無難というか、この数字でいいのかという、ちょっとチャレンジ精神に欠ける数値もあり、基準ですね、何人から何人へというよりは、全体の母数でいうと、何割が受けていますよとか、そういう目的と、今この段階だから、これを何回しますというよりは、例えば、全県で何市町あって、何校あって、そのうちの何%が受けているとか、何回とかいう、回数よりもですね、出前講座もそうなんですけれども、母数に対する割合で、成果指標とされる方が、本来ではないかなという気がいたします。

ちょっと個別のものになってしまうかもしれませんが、例えば教育のところは、出前講座よりも、就学状況の数字を入れるべきはないかなと思ったりですね、全体的に成果指標の打ち出し方にばらつきが見られるので、そもそも、もう一度成果指標を出し直した方がよいのではないかと感じました。

全体としてはとりあえずここまでしておきます。

【委員】

皆様の順番にマイクをお渡ししますので、一言ずつ全体とおして、皆さんそれぞれのご意見をお伺いしたいと思います。

【青木委員】

おはようございます。

前回は公務と重なりまして、参加できずに失礼しました。

前回の議事録を送っていただきまして、プリントアウトして、見せていただきながら、本当に皆さんが、それぞれの現場で取り組まれていることだとか思いがすごく込められた発言がたくさんあって、非常に勉強になり、心が熱くなりながら読まさせていただきました。

「外国人県民」という言葉のだとか、あと、できるだけ分かりやすい言葉を使うだとか、ダイバーシティやユニバーサルデザインのところもそうですけれども、共感できることがたくさんありました。

また、個々にそれぞれの項目のところで、私の今までの経験だとか今の立場の中で気づいたことがありましたら、また質問などしながらお話等させていただけたらと思います。

全体に関しましては、以上です。

【委員】

前回の議事録をもう一度読みながらですね、私自身、実感をした反省点でもあるんですけども、やはり具体的な施策であったり、数字であったり、各県ではこんなことがされています。というようなことを、私の方からは一切言っているわけではなく、本当にその外国人として日本で生まれ育ちまして、肌で感じてきたことをお伝えするというところに本当に終始しておりました。

そこは恥ずかしいことでもあり、むしろ私はそういう役割でここにいるというふうに思っています。

今回、今の御説明を聞きながらですね、複雑な思いでもあるんです。少しずつ、やはりこう一生懸命皆さんで顔を合わせて話し合っていたいただいている場が出来ているということだけは確信をいたしました。

けれども、私たちがずっと求めている、ここで言うと日本語で書いてあるところで言いますと、「決め事はどうするのか」というところ、「決め事に参加してもらうのか」、決め事に参加するのはもう当たり前だと思うんです。どうしてもやはり。

それは大きな参政権の話ではなくて、住民投票であったり、自治会の役員になる。そこからまだスタートできない外国人もたくさんいるわけですね。

自治会に入るというところでも、私は、2年前に竜王町から栗東市に引っ越したんですけども、私が肌で感じている感覚として、自治会に入ろうと思って、自治会長に挨拶に行っただんですが、「入ってくれるんですか。」という反応でした。そういう現状です。

日本語しかしゃべれない私ではあるんですけども、自治会というところは、外国人を、自治会に招き入れるということはやはりかなりハードルが高いのか、認識がないのか、そういう現状をひとつお伝えしたいと思います。

そして、将来的には、そういうことが標榜できる、近未来と書いてありますけれどもね、近未来というのはいつのことなのだろうかと思うわけですよ。

このプラン自体は5年間というくりがあって、5年後にはこういうふうなところになっ

で欲しいという姿をあらわしているのか、どんなのだろうかというふうなことを思いました。

できれば、先ほどチャレンジという言葉もありましたけれども、チャレンジはしていただきたいです。権利義務、やはり決め事には参加したいので、どれだけ私たちがものを発言していても、最終、決定権がなければ、ワーワー言うてはるわということになりますのでね。

主体的にというのであれば、主体的に意見を投じる場であったり、参加する場であったり、きちんと自分の意見を、本当に外野ではなく、中で反映していただく、そういうチャンス、そういう場所をつくる、そういうチャレンジをお願いしたいと思いました。

全体としてはそんな感じです。

【委員】

少し、皆さんに動画を見ていただけないかと思います。

イチロー選手が、海外に行ったことで感じたことを少し見ていただきたいと思います。

[イチロー引退会見の動画を紹介]

「外国人になったこと、アメリカでは僕は外国人ですから。このことは、外国人になったことで人の心を慮ったり、人の痛みを想像したり、今までなかった自分が現れたんですよ。この体験というのは、本を読んだり、情報を取ることができたとしても、体験しないと自分の中からは生まれないので。孤独を感じて苦しんだこと、多々ありました。ありましたけど、その体験は未来の自分にとって大きな支えになるだろうと今は思います。」

イチロー選手の記者会見があったので、すごく感じるものがありました。

この前の会議の中で、「県民」と言ってもらったことが、すごく嬉しかったです。日系協会の皆様にも「県民」というお話をさしてもらったときに、すごく、みんなの心が、受け入れがですね。そういうふうに、考えてくれているんだ、思ってくれているんだということを、すごく嬉しく思っている外国の方たちがたくさんおられました。

こういった、策定ですけれども、本当に僕参加させてもらって、勉強させていただいてます。意見というよりかですね、勉強させてもらっています。

一つですね、外国人相談センターの支援件数なんですけれども、私たちの会社の中で、1,800人ぐらい、新しい方が来られるんですよ。

自分たちでシステムをつくって、そういうデータが出てくるんですけど、この2018年から5年でするので少ないのではないのかなと思いました。

この件数は、見直しするべきではないのかなと思いました。

私たちの事務所にはたくさん相談の方が来られるので、本当にもう毎日のように相談に来ますので、この件数は余りにも少ないのかなとちょっと思いました。

以上ですけど、こういった取り組みがですね、こういった皆さんがですね、何か知恵を出して、外国の方が生活をしていく中で、こうやって考えていただき、私は、外国人として、感謝しています。

この策定をですね、たくさんですね、企業、本当に外国の方を雇っておられる企業にどうやってこの策定の中身を知ってもらうかが本当に大事だと思います。

人材派遣、いろんな、企業、外国籍の方たちを雇っている方たちが、もっと積極的に何かそういう場をですね、つくっていったほうがいいんじゃないかなとか、私も参加させてもらってるんですけども、この内容をみんなが見れるかって言ったら、見れないという方のほうが多いような気がします。

例えばですね、国際協会がやっている活動って年間通してわかりますかって言ったときに、知らない外国人住民が、多い中で、それを知ってもらおうと思ったら、どうすればいいのかと、ずっと、本当に思っていたんですけど、それが日系協会なのかなあとか、私たちがね、今やっている活動なのとか、思いながらですね、やっぱり企業、外国の方を雇っている企業に、どうやって参加を働きかけるのかとかですね、ミーティングをすとか、年に何回か皆集まって、こういうことを考えてこうやって行動しているということを、企業の理解を、県のほうから働きかけをすることはとても大切なのかなと、ちょっと思います。以上です。

【委員】

同じ行政マンでございますので、本当に、冒頭お話もございましたけども、この、会議の意見を、素案にうまく反映していただいているなというのを本当に感じまして、ありがとうございます。難しい作業なのかなと思っております。

一方で私も行政ですので、私自身にも返ってくるんですけども、委員の皆さんもおっしゃられてましたけれども、全体的なイメージとして、その指標に対する部分というのは、ばらつきもありますし、やっぱりこう無難にまとめておられるなあというふうのを感じてしまいました。

今回、外国人の皆さんがたくさんお越しになられる、背景というのが、国の方針の中で、出てきているという中での、県の計画ですので、本当に庁内だったり、議会だったりの説明等々難しいだろうとは思いますが、ぜひですね、滋賀県は、外国人の皆さんが本当に暮らしやすい、県となるんだというような、何ていうんでしょう、目標といいますか、チャレンジといいますか、伴った形のことをされてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

あと、御意見の中にもございましたけど、行政職員の教育という部分については、私ども市町含めてですね、指標にもしやすいと思いますし、ぜひ入れていただければなと思いました。

【委員】

私も見させていただきまして、すごく、前回の意見を取り入れて、色々と改定案を作られていると感じました。

あれ以降なんですが私は民間で支援活動をしている中で、この2カ月間で非常に多様な相談を受けました。

滋賀県の中で多文化共生推進プランが実際今現在ある中でも、やはり、そこに乗れない人たち、例えば、ちょっと長くなるかもしれませんが、あるフィリピン家族の方が、近江八幡市内に来られて、お二人とも就労されていて、小さいお子さんがいて、その子が幼保にどこにも入れなくて、小学生のお兄ちゃんが、2か月間不就学というか、学校に行けない状態でみていたんです。その相談を受けまして、市にも掛け合いましたが、どこも受け入れ先がなく、いわゆる、定員がいっぱいで、行けないという状態で、私が知っているブラジル人学校の幼保のところにつながりました。フィリピンの子なんですけれども、ブラジル人学校の保育園に行っています。

現実、誰も取り残されないようなプランがありながら、こういうことが起きるんですね。

あと、もう一つ日本語教育のことでいくと、私たち、日本語教育を企業にちゃんとやってほしいというので、ある会議をもちまして、有償でもいいから、日本語教育の指導者を派遣するような組織づくりができないかということをやりました。その中に、地域のボランティア教室の方も参加されて、今企業から依頼があってボランティア教室に派遣したいんですけども、そういうところがあれば、ぜひ企業さんに派遣してもらえないかという話があったんです。その後日談を聞きまして、派遣が有償ならば無理です。無料のボランティア教室に行かせます。ということで、企業というのはそういう意識なのかというふうに、その時愕然としました。

その方たちは実習生ではないんですね、技術者として、企業が雇っている方なんです。ということは、年数がたつて帰るかもしれないけども、ずっと滋賀県にこれから残られる方かもしれないそういう方たちに対しても企業は、無料だったら行かせますけども有償だとお金は払ってでもそういう人たちに対して、日本語の指導はしません。

そういうところもあれば、有償でもしますというところもあったり、そういうふうなことがあって、企業の姿勢に私はその時に唖然としたんです。

それともう一つ、これは近江八幡の国際協会の方から実情をお聞きして、今外国人人材の中に、実習生ではなくて、特定活動で、いわゆる、難民申請をしながら特定活動という指定を受けて、就労してる方がすごく多く、これは入管の方についても、そういう実態はあると。

実はそういう方が近江八幡にも何人か住んでるんですけど、地域とは、非常に隔絶された生活をされています。

日本語教育はどうなっているんでしょうか、その方たちの、地域とのかかわりがどうなっているのかということに関しては、全くわかりません。見えません。

外国人人材という中に私たちが想像している以外のいろんな方たちがいるんだなという

ことをすごく思って、この中で外国人人材っていう、言葉が出てきたときに、それを県としてはどのように捉えてるんだろうかっていうことがちょっと私の、そういう経験を踏まえた上で気になりました。

外国人材の受け入れとそれから、外国人県民、県民と外国人人材というのは、滋賀県民の中に外国人人材というのが入っていくんでしょうか。ここにこうちよつとこう、すみ分けがされてるような気がして。

今回の、外国人人材に対する受け入れをちゃんとしていこうっていう姿勢はすごくいいんですけども、その方たちが本当にこれから生活者として定住している滋賀県民となる方なのかどうなのか、そこら辺のところをどういうふうに考えているのかなっていうのは、気になったところです。

【委員】

プランの改定案、前回の懇話会からの文、事前に送っていただきまして、読ませていただきました。

その中で、企業の責任といいますか、役割というところが明確化されてるのは、非常に必要だなと。私はどちらかと、技能実習生の方と受け入れされている組合の方とよく接するんですけども、いわゆる外国人県民っていうふうな位置づけになっていくのかなと思うんですけど、企業の雇用されている皆さんとか、受け入れされている組合の方々の中にも、多文化共生っていう意識をもうちょっと流しこんでいかないと、どんどんそういった人口といいますか、外国の方も増えていきますので、先ほどおっしゃられたように、外国人県民の中にも色分けみたいなことが出てくると、非常にややこしいなっていうふうなことを思います。

技能実習法というのは法律が平成 29 年にできまして、その中で、受け入れをする団体であたりとか、研修する企業さんには地域との共生というのが一つ、役割に盛り込まれています。それも、盛り込まれているからとも変な話ですが、地元の方とも交流したりとか、清掃活動でボランティアに参加者したりっていうのは、しなきゃだめよっていうようなことで位置づけされてるんですけど、この推進プランということになると、企業の方々に、どこまでそれを訴えていけるのかというふうなところは思います。

地域の自治会とか、私の地元でも、本当に参加する若者も少なくなってきた、消防団は誰がするんだみたいな問題があるんですけど。

もう一方で住民としては、みんな地域を支えていかないと。災害も増えておりますので。このプランを本当に浸透させないと、というふうなことを全体として思いました。

【委員】

すごく、感動というか感心しました。

ここで、こういうことについて議論をしていて、県もすごく外国人の人を迎えるために、

一生懸命、こういう制度であったりとか、考え方であったりとか、準備していると。

実際外国の人はもう頭の中では、早く日本に行きたいと思っています。

ここで、10番と11番のところですね、個人的な話かもしれないんですけど、生活支援に要は相談であったりとか、特に、インドネシアの人、イスラム教徒の人たちにとっては、支援は支援でも、心の支援も必要なんです。心の支援の中でも、神様とかそういう支援もあります。

私自身は、滋賀県でモスクを作りたい。今までは、神戸まで行ったりとか、京都までそういうところを求めて行っている。多分これからそういった人達が、日本に住みたい、要は安心して暮らしたい、子供たちにもそういう教育をしたい。自分たちで、活動であったりとかはするつもりです。

ただ、日本人の考え方であったり、外国の文化が日本に入ってくると、周りの人たちも、目を気にするんですね。言わないけど、心の中では嫌だなという気持ちが絶対あります。

その中では、私はある程度日本人の考え方を理解はしているんですけども、でも外国の人はそこまでは理解していない。土地を買って、建てたらもう自分のもの。あとはもう、周りなど関係ないと思ってしまう。

しかし、日本ではそうはいかないですよ。新しく来た人と長く日本に住む人の考え方の違いもある。

そういうに関して、また皆さんの御意見をいただければありがたいです。

【委員】

私も全体的なところでは先ほど田村委員がおっしゃったように、成果指標の項目ですね、いろんな取り組みが、複数ある中で、その中から、ここをピックアップされたっていう理由と、指標に対して、目標が高いところと低いところがあるのではないかというのは、確かにそうだなと思いました。

あと、よく言われることですけれども、これを成果と呼ぶのかどうかというところの議論がとっても大事かなと思います。

例えば先ほど、皆さんがおっしゃったような何とか講座を何回開催するとか、何人来てもらおうというのも、一つのポイントだとは思いますが、そこに参加した人が参加していただいたことでどうなったのかなと。

先ほど就労支援講座も参加される方が、100人参加者したけれども誰1人就労できなかったというのは、これは成果と言えないですね。

そうすると、これに関わることによって、本当にどういう成果を目指すのかというところを掲げていくものが必要じゃないかというふうに思います。

目標に対する成果というのもちよっと皆さんと、議論できたらいいなと思っているんですけども、議論する時間や気があるのかなということもありますので、成果とはいったい何かということを考える必要があるということだけお伝えをしたいと思います。

個別のことに関してはいろいろありますけども、私たちの団体で長く取り組んでいるところで、日本語教育に関することと、災害時の取り組みだけを、細かいところをお伝えさせていただきます。

プランの原案のですね、資料2の23ページのところに日本語教育に関する取り組みがあります。細かいとこですけども、23ページの1番上の①日本語教育学習機会の提供ですね、この一つ目のところに、市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のレベルに応じた日本語学習機会を提供する。とありますが、このレベルというところが微妙でして、実は、中々日本語教育の世界で、ちゃんとレベルを測るツールというのはまだ無いんですね。

文化庁が今年度つくろうとしているところなんですけども、今年の6月に出された「日本語教育推進法」では、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供というふうに謳っておりますので、もちろんレベルも必要だと思んですけども、レベルやニーズ等に応じたというくらいでもいいのかなというふうに思います。

二つ目の日本語教育人材の育成なんですけども、これは、今されているものがそうなのかなと思ったんですが、県の国際協会さんや市民団体のほうで、日本語教育人材の養成講座を行うなどとされていて、その支援というふうには書いてあるんですが、法律の中ではこれは行政、国がやることとなっております。

当然国が主催しなさいという話ではなくて、地元のいろんな団体と連携協力しながら取り組んでいくということになりますので、他がやっているところをお手伝いしますよという雰囲気にとられないように、一緒にやっていきますよというふうにしていただいたほうがいいかなと思う。

重箱の隅をつつくようで申しわけないんですけど、目についてものですから、④のですね、体制づくりの推進に関して、二つ目の大きな白丸の最後のとこですね、「日本語教育の実施について検討を進める」というところ、他ところは全部「です・ます」調になっているので、「進めます」の方がいいのではないかと思います。

あと、28 ページのですね、災害時対応の取り組み、やっぱりちょっと確認とか御質問も含めたんですが、③の災害多言語支援センターの開設、とありますが、今滋賀県では県の協会とそれを立ち上げるような協定や約束というのは、今現在あるんですけど。

【事務局】

ないです。

【委員】

まだないんですね。

であればそこも一つ検討のポイントかなと思いました。

というのは、先日他県でまさにこういった話があった時に、かなり市町村のほうからです

ね、災害時の取り組みをやるのに、県が何も示してない、協定を結んでいないのに、市町村はできないということがあって、そんなことはないかと思うんですけど、そういう声も出されるということであれば、まずはそういう取り決めがあってもいいかなと思います。

下の④について、質問なんですけれども、広域的と言っていますけれども、この広域のイメージというのは県内ですかね、ちょっともうちょっと広く、例えば近畿とか全国とか、どういうイメージでしょうか。

【事務局】

県外です。

【委員】

そうするとですね、市町や国際協会さんとかもあるんですけども、かなり災害時の経験というのは全国でも全社協さんとかいろんな団体さんもありますので、必ずしも国際、いわゆる外国人支援に特化したような団体以外のところとの連携がかなり必要になってきまして、先ほどおっしゃっていましたが、入管さんとか大学とかも含めてかなり連携が必要かなというふうに思いました。

【委員】

指標については、全体で何%という割合の方がわかりやすいかなと思っています。

例えば、相談件数なんですけれども、これは滋賀県国際協会の相談件数なんですけれども、相談というのは中々件数で表すのが難しく、市町で相談を受けている件数というのもある、市町の方がもしかすると多いかもしれません。県としては、かなりの件数だと思います。

市町で活躍されている分、県の相談件数が少なくなってくるということもありますので、そういうことを考えたら、県のセンターだけの件数で判断するというのはとても難しいかなと思います。

ブラジルの方が慣れてくるに従って件数が減ったりとか、トラブルが少なくなったら件数減るとか、リーマンショックのときは件数が増えたとか、そういうこともあり、件数ではかるというのは中々難しいと思います。

それから、全体のことなんですけれども、どちらかというと、多言語化とか、研修を通して国際化を推進するというふうになっているんですけども、例えば、外国人に自治会に入ってほしいと思っても、自治会であったり、学校であったり、PTAであったり、色々日本の組織があるんですけども、そこに加わろうとしても、やっぱり組織自体が変わらないと難しいんじゃないかち時々思います。

時々、外国の方も自治会に入りますという電話が来たりするんですけども、いざ、入ってみると、居場所が無かったり、どうしてこのお金が徴収されているか、日本人も払ってい

ないのに。やっぱりやめますとか、そういったトラブルも聞いています。

組織自体をどう変えれば外国人が入りやすくなるのかというところを考えていただければいいのではないかと思います。

その他、学校でも、ブラジルなど結構ルーズでゆったりとしているところからタイトな文化に入るといのは、とても難しく、日本人が外国に行ったときよりも、外国人が日本に入るときの方が、ものすごく窮屈な思いをされているように思います。

例えば制服についても、体操服は白かったら大丈夫とか、安物でも大丈夫よとか。そういう部分も難しいんですけども、組織を変えるというのも難しいんですけども、これから先いろんな外国人の受け入れについて考えると、どういった部分を変えればゆったりした外国人も入りやすくなるかな、楽しくなるかなというのを考えていくのも大事なのではないかと思います。

しんどいだけですよ、自治会というのは。私も組長をやっているんですけども、これはちょっと無理じゃないかなと思います。回覧板にしたって、膨大な回覧版があって、それを、多言語化するのも無理ですし、ルビをふってもわからないという人がたくさんいるし、ルビをふる手間なんてとてもじゃないけどかけられないと思います。

翻訳アプリっていうのがあって、もし、はい、いいとかで、その情報がどんどん外国人の方に市役所から直接入るとか、情報に直接アクセスできたら、回覧板を回さなくてもいいですし、組織の変革も盛り込んだらどうかと思います。

【委員】

ありがとうございました。皆様から貴重な御意見ちょうだいいたしました。

私も竹屋さんがおっしゃった、県で受けている相談件数について、本当に各市町の協会さんとか、いろんな活動されているところには、すごい数の相談があります。決してその相談件数を県の協会あげているわけではありませんので、果たしてこの件数が本当に県の相談件数かと言ったら、また違うと思いますので、その辺をどう捉えるかというのと、また、相談が増えることが目標なのかというところが疑問に思いました。

まだまだ5年先には、相談は多いとは思いますが、わざわざ相談をしなくても、普通に日常生活を送れるという状態を目指すべきじゃないかなと思いました。

全体の意見ということで、お伺いしたんですけども、また事務局さんにも色々修正いただかないといけませんので、できるだけ気がついたところは、この懇話会の中で、意見や御指摘をいただければと思います。

第1章の辺から順番にちょっと時間を区切ってお聞きしていければと思います。

本当に細かい用語の修正とかは、でもいいと思いますので、おっしゃってください。

【委員】

真ん中あたりの「しかしながら・・・」リーマンショックの部分だと思うんですが、平成20年(2008年)「秋」というのが、9月やもしくはリーマンショックでとかそんなふうに書いたらどうかと思います。

秋というとか、ほんわかしていて、ちょっと違和感がありますので、はっきり書いていただきたいと思います。

【委員】

国ともつながっておられる方もいらっしゃるのでお聞きしたいんですけども、「特定技能」ということで、ここにも、受け入れが開始されましたというようなことで、書かれているんですけども、果たして5年後、この特定技能という在留資格そのものが、ずっとあるものなのでしょうか。

【委員】

特定技能のことが、第4章のところに、17ページの(6)企業、「さらに新たな在留資格である特定技能の・・・」とここに、特定技能のことがしっかりやったら書かれているのは、ちょっとアンバランスかなと思うんですが、御存じのとおり、7月末現在の数字で42人ですかね、許可件数でも9月末で376ですから、当初の政府目標は今年度で3万から4万人でしたので、かなり乖離があります。

ただ、事業所さん、いろんなところでお話を聞いていると、技能実習があつて、特定技能もある中、技能実習は3年5年縛れるが、特定技能は転職の自由があるから、せつかく来てもらっても、転職されてしまうから嫌だ。技能実習は転職の自由がないので、3年、5年いてくれるから、技能実習のままやりたいという声がやっぱり強いですね。

こういう考え方そのものを変えてもらわないことにはダメですね。

転職の自由は基本的人権の非常に重要な柱のはずなのに、転職できないから、技能実習で呼びたいという考え方そのものが間違っているのだということを、強く打ち出さないとけないですね。

廃止するしかなかろうと私は思いますが、どうなるのかなというところです。

先週ある企業さんの研修で、SDGsの話をして欲しいということで、いろいろ議論したんですけど、「誰1人取り残さない」というのがSDGsのキーワードであるんですけども、このままで日本が取り残されるような気がします。

何かまるでこう、日本社会は取り残されない方において、気の毒な貧困な人たちを取り残さないみたいなことで、SDGsを議論しているんですけど、これほど人権感覚が麻痺した状況で、国際社会から取り残されるのは、こちらの方ではないかなという気がします。

もっとちょっと、第1章のところは危機感を出した方がいいかもしれない。これほど、技能実習について、世界的に批判されているにもかかわらず、その制度を継続的に使用したいという感覚では、滋賀県は取り残されます。

まともな感覚で、持続可能な滋賀を考えるならば、転職の自由もあり、生活も安心して家族とともに長く暮らせる滋賀県をつくらない限り、外国人がこれから安心して滋賀で暮らし働くことはなかろう。

このままいくと取り残されるのは滋賀の方であるというような考え方を持たないと、いけないだろうという気がします。

富山県も 9 月に新しいプラン出しまして、多文化共生と外国人材活躍っていうのは掲げているんですけども、先ほど吉積さんがおっしゃったとおりで、今後特定技能も永住のカウントはしない、家族帯同はできない。つまり、分けているわけですよ。

この今回の外国人県民という枠組みの中に、制度上入らないですね、特定技能も技能実習も。

2 段階あるような形になっているから、それはやっぱり是正していかないといけない。もちろんそれは、入管法の話であるから、県のプランでどこまで書くかというのは難しいところですが、少なくとも県としては、長く暮らす住民として、つまり、外国人県民としての外国人を増やしていくんだと、共に暮らす人を増やしていくんだ、そういう方針を打ち出してですね、企業に対しても、一時的な労働者ではなくて、職業選択の自由がないような制度で呼ぶのではなくて、きちっと人権も守れるような、まさに SDGs の精神で、滋賀県が取り残されないためにしっかりやるんだということを打ち出していったほうがいいのではないかと思います。

最初の趣旨でいうと、国の方針で難しいところですけども。

この 11 月 1 日に総務省国際室で、今年度の研究会が始まりまして、一応 8 月目途に新しい、多分、第 2 次プランみたいな、総務省としての何らかの報告書をまとめることになっていますので、どちらかという、自治体に向けた、新たな方針・指針は出るのではないかと思います。

ただそこで、今申し上げた方向性が出るかどうか、まだまだ日本社会は安穏とし過ぎていて、こんなやり方で持続可能だと思っているのか、ということは、先陣を切って、滋賀県から打ち出させていただいて、本当に持続可能ということであれば、本当に誰もが対等で安心できるような滋賀県を目指すんだということを前に出してほしいなと思います。

座長のもともとの趣旨とは違う回答かもしれないですけども、今の現状だと特定技能は伸びていないです。

それは、技能実習で行きたいという事業所さんの声です。

ただ、これは企業だけ責めていて解決するかというと、そうでもないと思います。

やはり、県として、自治体として、人がいない中でどのように産業や事業を守っていくのかという大きな戦略を県としても書かないといけないですね。

マッチング支援まで踏み込んでいいと思いますし、日本語教育や生活支援も行政の責任としてしっかりやるべきだと思います。

それをやるのが、地域を守り、事業者を守ることになるだろうということも見ていかな

いといけない。

色々なところでそのような話をすると、それは民間でもやっているの、民業圧迫ではないかと言われるんですが、10年ぐらい前までは、婚活を行政がやることも民業圧迫だとか、そんなことを行政がやらなくてもいいと言ったと思いますけれども、今、大体どこの市町も婚活をやりますよ。

そうしないと地域が持続できないからですね。結婚とか定住支援を行政がやることかと、10年前はそう言っていました、でも今はどこの自治体もやっています。もうそうしないと地域住民が増えないし、維持できないからですよ。

外国人の雇用とか企業の雇用をどうするかということも同じレベルだと思いますね。行政がそこまでやらないと、地域に企業が残らないですよ。あるいは、残るのがいびつな形で残る。

外国人を非常に安い値段で、雇用の自由もないまま呼んでくるという制度でしかできないような環境でしか残らない。それはやっぱり不健全ですね。

ちゃんと健全化とした形で地域に産業や企業が残るような支援を、県としてもすべきだと思います。

そこも、目標を二つに分けたということで、人材活用というのをもっと前に出すということですが、今調整中ということですから、もっと積極的に県として、県内の事業所の外国人雇用が適正かつ円滑に進むような施策をもっとしっかり打ち出したらいんじゃないかなと思います。

【委員】

質問の中の、5年後も特定技能というのはあるんですか。ということですが、あるんじゃないですかね。と思います。過去、在留資格で無くなったという在留資格は私は思い浮かばないんですけども、後から足されたなど、いろいろあると思うんですけども、つくったからには、とりあえずやっていくんだらうなというふうには思います。

ただ、自治体として考えるべきことは、特定技能っていうのは何かいうと、技能実習は、最賃以上であればいいけれども、特定技能であれば、日本人と同等以上でなければならないなど、色々ネックはあると思うんですけども、何よりも、技能実習では日本に居続けることは不可能ですよ。最長でも5年で必ず帰らなければならない。人材として地域残すことは、不可能です。

ただし、特定技能に関しては、なかなか難しいですけども、いずれ地域に人材として残ることができる人ではあるので、地域として特定技能を受け入れるということは、5年終わったら帰ってもらいましょうという受け入れ方をするのか、2号にも進んでいただき、そして家族も連れてきていただき、今後も滋賀県民として活躍していただきたいんだと思って受け入れるということは大きく違うと思います。

特定技能が増えていきますということではなくて、特定技能に関して、5年後10年度、

いかにこの地域に選んでもらって、残ってもらって、活躍してもらってという方向で受け入れるんだという思いをもってやるということが、1番大事ではないかなというふうには思います。

どこかで話が出たかもしれませんが、島根県の出雲市さんが多文化共生推進プランを作った時には、成果指標としましては、5年後、定住・永住されている方が増えているということですね。5年後もずっと、他の町に行かずにこの町に暮らしているっていうことが1番大事なことだとして、掲げていらっしゃいます。

残念ながら今ちょっと経済的な関係ですごく外国人の流出が激しいので、何とかしなきゃなっている、皆さんおっしゃってますけど、せっかく来たからにはここに居てもらおうというのを自治体としてしっかりつくっていくのが多文化共生のプランかなと思います。

ちょっと気づいたところがですね、特定技能の用語の解説についてですが、技能実習の説明に書いてあるので、修正をお願いします。

【委員】

では、第2章について、色々なデータがある部分です。何かございませんか。もし、無ければ私も気づいた点を述べさせていただきます。

それぞれの、基準となる年月が6月とか10月とか12月とか、結構ばらばらなんですけど、何かまとまって、同じ基準で数値が出るものはないのかなと思ったりします。

あと、集住都市会議のデータが古いと思うのと、サポーターの数字が県のサポーターに登録、協力されてる方だけであって、それぞれの市町の災害時の支援者になり得る方もいらっしやると思いますけど、県全体としてどうとらえるのかなと思います。

【委員】

一つだけもし分かればということなんですけど、愛知県や名古屋市の私が関わっているプランのときには、とても大事な指標として、人口の社会増減が大きな話題になっています。

例えば今、一定名古屋市でも、人口に占める外国人割合は3.7%ぐらいですね。けれども、1年間に新規に転出・転入されていらっしやる方だと。日本人よりも外国人の方が多いです。

外国人が来てくれないと、名古屋市ですら人口減少になっているので、やっぱりこれをしっかり重要視していこうというので、今回初めて、市の総合計画に多文化共生というのが重点施策として位置づけられたんですね。滋賀県の場合、数字の見方は2%から3%と低いと見られがちなんですけど、実はそんなに小さい話ではないというのを見ていただくためには、人口の社会増減はどこかで出されるといいかなと思いました。

【委員】

外国人の数なんですけれども、48人1人というのはすごいなって思うんです。すごいというのが感じられるような、表し方がいいかと思います。湖南省では5.49%というのは本当にすごいと思うんですよ。

はっきりと各市の数字というのを出して、小さい町ほど人口比率が高いという現状が見れると思います。もうなくなりそうな市町は、本当に外国人のおかげで、もっているんだというぐらいに、感じていただきたい。

そして、在留資格についてですが、永住権や在留資格によって、外国人の中にもいくつもの層があるというのは、記述いただきたいですし、単に表の中に色々な在留資格がある、ビザの種別のように思われると違うんです。

歴史的背景によって、在留する資格を与えられてきた、常にそれに甘んじてやってきたという背景がありますので、そこは押さえておきたいと思います。

【委員】

最も多い湖南省で5.49%なんですけれども、結構、私たちの地域は日系の人が多く、日系の人たちは、湖南省の教育委員会でやっている活動、湖南省でいうと水戸小学校とか、日枝中学校のそういった教育に対してすごく興味を持って、湖南省に行きたいという人たちが、多く出てきていると私は思っています。

私の周りの人たちは、私は、あの学校に入りたいんだという思いがあって、湖南省の皆さんを始め、湖南省教育委員会の皆さんがやっている活動が、このような数字に表れているんじゃないかなと思っています。

あと、日系に関してなんですけど、永住権を持っておられる方が4,600人ぐらいおられていて、本来であれば、周りには、永住権を取れるんだけれども、時間がなくて取れてないという人が多いという気がします。

永住権や帰化申請を取りたいという人たちも多いのではないのかなと思います。

なので、私たちは今インフィニティセンターで、行政書士の方呼んで、永住権や帰化申請ができるように、今段取りをさせていただいています。

私の娘がですね、湖南省のさくら教室にお世話になって、日本語が話せるようになって、今システムなどをつくったりしています。

その当時は、やっていただいているんだなと思っていただけなんですけど、今になると、本当にありがたいなという気持ちにつながっています。

湖南省の人たちがいろいろと頑張っておられるので、こういう、5.49%という数字になったんだなと思いました。

【委員】

11 ページの教育環境で、日本語指導が必要な公立学校児童生徒の数なんですけど、今、文科省は、日本語指導が必要な外国人だけではなく、日本国籍のというのをとっております。

先日、教育委員会にも確認しましたが、令和元年度で出ているんですけども、そのときには、この中に合算されて出されているとのことでした。

ここの表記も、日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等と言われていました。

「等」というより、私は、日本国籍ということもどこかで表記してほしいと思っています。

【委員】

見せ方の工夫でいいますと、昔、「世界がもし100人の村だったら」というのが流行ったんですが、大阪市が大阪バージョンで冊子をつくったことがあるんです。

やはりそれはわかりやすかったですね。外国人の人が、100人のうち何人です、クラスでは何人です。ということを出したことがありました。わかりやすく伝える工夫があるといいかなと思います。

例えば、全国の傾向と併記して比較すると、滋賀県の特徴がわかるかなと思います。

今、滋賀のデータが列挙されていますけれども、例えば全国のもので隣にあると比較できますので、特に、滋賀に関してはここが特徴だというのがわかるような見せ方があると、より理解が深まるかなと思いました。

【委員】

もしあればなんですけど、ここに出されているデータというのは、ほとんど多分、どなたでも検索すれば出てくるようなものが多いかなと思っていて、何か滋賀県自らつくったからこそわかる、出せるデータがあればいいかなと思います。

例えばどういうことかといいますと、例えば、参議院の国会でも質問が出されていたんですが、例えば障害を持っている外国人の方が非常に増えてこられて、増えてきたというか、分かってきつつあって、障害者手帳を取られたりするんですよ。

その障害者手帳を持ってる方のうち外国籍の方で、単に障害者というだけではなくて、さらにそこに言葉の支援が必要な方がどれくらいおられるのかわからない。

どのくらいの方がおられるのか分からないので、障害者支援をやっている団体のところも支援ができないし、外国人支援をやっている人も障害者支援ができないと困ってるんです。

それから、今愛知県では待機児童の中にも外国籍の方が非常に高いんじゃないかっていう、皆さんそうだとされるんですけど、データ上どうなのかがわからない。

外国籍の方が、保育園の入園の案内が読めずに、単純に分からなくて保育園に預けられずに、小学校からからという方も結構いらっしゃる、そういう状況。

あと、高齢者の方々も、いろんな介護サービスなどあると思うんですけど、そういった国

際関係だけのデータではなくて、本来県民であれば受けられるはずの支援が外国籍の方には十分届いてないんじゃないというところのデータもわかると、今後何をしていかないといけないのかがわかるかなと思っています。

一般の市民からは、見れない情報ですので、どこまで公開できるかとか、もちろん県のほうでもどこまで把握できるか分からないんですけども、可能な範囲でこの中で示していただくと、非常に今後、より細かな取り組みができるかなと思いました。

【委員】

7 ページの日本語教育実施機関の数なんですけども、これは文化庁が毎年アンケートをとられてるんですけども、その質問は何か、地域の日本語教室の実態と全然合っていないので、実は回答していないところが多くあると思いますので、日本語教室に関するこの数字というのは地域の教室の実態とはかけ離れてるんじゃないかなというふうに思います。

もっとボランティアさんの数も多いと思いますし、学習者数ももっと多いのではないかなと思います。

はい、では次ですね、1 番大切なところになるかわかんないんですけど、第 3 章の多文化共生の推進に関する基本的な考え方というところで、滋賀県がどういう姿を目指しているのかってところについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。また何かありましたら、後でおっしゃってください。

次に、第 4 章の多文化共生施策の推進ということで、先ほど 17 ページの特定技能のところについても意見がありましたが、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

【委員】

質問になると思います。

この章では、特に、よく企業の役割や責務が書いてあったりするので、とても評価される場所でもあるんですが、実際に、県内に在住する外国人で、企業で働いているとか、学校に通っているとか、地域で暮らしている人たちの意見なり、声をきちんと拾って、現状こういうふうにしますというふうになっておるのかなという疑問があります。

といいますは、企業であっても、滋賀県の場合、現場でモノをつくる産業が多いと思うんですけども、私が直接出会う外国の方々には、何か言おうものなら、代わりはいくらでもいと言ったりとかされています。現に、ここの企業がいいよ、通訳呼んでくれる、家族でもレクリエーションに誘ってくれるよということがあると、その会社に、変わっていくって言うようなことがあったり、さまざまの現状や声があるんです。

そういうものをきちんと、例えば県民の人権意識調査みたいなもの、年 1 回とかあると思うんですが、そういう形で、外国人に対するアンケートなどで声を拾ったのかなというふうに思います。

それはどうなのでしょう。そんなことがベースにあったのでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

実際にですね、私ども、意見のもとにしているのは、県政モニターのアンケート、未来を語るワーキングというものを行ってですね、皆さんの思いを聞かしていただいた。

それと、地域に出て行ってですね、この前も、上森さんのところに行って、その後、ブラジルの学校や保育園とかを見せていただいて、そこの経営者のお話を聞いたりとかですね。

そういったことで、全て聞いているのかと言われれば、もうその範囲ぐらいしか聞いていないというのが現状でございます。

次、完成するまでにですね、皆さんの声を聞かなければいけないと思っております。ですね、県民コメントだけでは十分とれない意見ももらえないと思いますので、どこか、集まり出向いて行って、声を聞かせていただくような、そんなことが、できないかと考えているところでございます。

【委員】

推進体制について、プランの進行管理というのがありまして、今の、いろんな声を聞くというところでいきますと、プランができるまでに声を聞くというのも一つありますが、できてから、進行管理のところですね、定期的に有識者や外国人県民等から意見を聴取する機会を設けて書いてあるので、これももう少し具体的に、書いていただけるといいのかなと思います。

決まっていれば書いておいて、決まっていなければ決めていただいた方がいいのではないかと思います。

推進体制のところも、滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チームと書いてあるんですけども、これはどんな体制なのかがちょっと見えにくいので、メンバーであったり、定期的に行っているのであれば、何回やっているとか、どんな体制なのかが見えるように、書いていただけるといいのかなと思います。

その下の広域的な連携が結局具体的に出てくるので、庁内の検討チームの構成や頻度、プランの進行管理ところも、この聴取する機会というのはどんなもので、どんな心づもりで行うのかということも書かれるといいのかなと思いました。

【委員】

企業のところなんですけれども、特定技能に関わる部分が多くなっています。

多くの外国人労働者の方は、特定技能ではなくて、他の形で雇用されてる方が多いので、もう少し、一般の外国人労働者に関することも、丁寧に書いていただいた方がいいかと思います。

特定技能に書かれている、日本人と同等の雇用契約を結ぶとか、そういうことは、一般の外国人労働者に対しても同じですし、均等の待遇を保障して、また言葉に対する配慮もしなければならぬというのは、どの企業も同じですし、あと人権を尊重した安心できる労働環境を確保するというのも、どの企業も順守しないといけないと思いますので、この特定技能にばかり特化するのではなくて、ベースを書いていただいて、さらに、新たな在留資格である特定技能により雇用する企業は、ということで、生活や言葉の支援がこれに加わる形かと思えます。

一般の方は、労働社会保険、租税関係法令を遵守しなければならないと書いてもよくわからないと思いますし、特定技能ということも、あまりご存じないと思うので、当たり前の外国人雇用の義務というのを書かれた方がいいのではないかと思います。

【委員】

17 ページ、(大学)などのところなんですけれども、以前も確認したような気もしますが、留学生というのは実は多くは大学ではなくて、専門学校や日本語学校に多くいらっしゃるんで、滋賀県もそうであれば、大学の留学生だけに特化して見るのではなく、そういったところも広く捉えていただければいいのかなと思います。

県内にそういう日本語学校等からの、大学への進学率がどうかっていうのもあると思うんですけども、最近では、宮城県仙台市なんかでは、震災前、日本語学校は2校しかなかったのが、今は8校あるんですね。

皆結構大学に進学するのもあって、日本語学校の段階から国際交流協会が全部入って、いろんな支援をしながら、大学進学するのを併せて、6年、7年ぐらいのスパンで、しっかりと支援者側になってもらうような取り組みもされてるので、そういうところを、大学(高等教育機関)だけではなく、入る前段階というのも一つポイントかなと思いました。

あと、18 ページ、(9) 国のところなんですけども、出入国管理だけではなく、在留管理も大きな主体になってきました。出入国管理および在留管理でもいいかと思えます。

【委員】

今、滋賀県内の日系の人たちの人口といたら1万ぐらいですね。日本ではリーマンショックでいったん帰って、それ以降、10万人くらい帰ってこられました。

帰ってこられる中で、私たちは今、滋賀に来てくださいという活動をしています。今、帰ってきた人たちというのは、ほぼですね、向こうのブラジルの現実は分かったので、これから日本に長く住みたいという人たちのほうが多いような気がいたします。

子どもたちもここで育っているので、今後、日系の人たちも永住すると思うので、永住する中で、いろんな国際協会や皆様がやってる活動がつながっていくのではないのかなと思います。

【委員】

教育現場で、湖南省を中心に16年ぐらい勤務しているんですけども、当初出会った頃の南米方々は、いつか帰るとか、何年かしたら帰るといの方が多かったんですけども、もうここ数年は、日本が住みやすい、上森さんがおっしゃったように、母国と比べても、治安の面であるとかいろんな面で住みやすいのでずっといたいという方がすごく増えていて、日本生まれの子どもたちもすごく増えていて、そういう意味で、やはり永住したい、ずっと住みたいという方が増えてきているなと思います。

湖南省の場合、先ほどパーセンテージに関して具体的に出了ましたが、上森さんを中心に色々なことを頑張らせていただいているんですけども、やはり働く環境、住みやすい環境、教育現場も含めて、地域と連携しながら、そういった環境づくりを進めているところで増えてきているのも多いのかなというのは感じています。

先ほどの教育の話の少し出していただいたので、思ったことを言わせていただきたいんですが、17ページの市町の役割の中で、教育という言葉を入れていただいています。

まだまだ課題はあるんですけども、通訳や指導等含めていろんな支援が本当に年々進んできているかなというのは感じるんですが、やはり高校に進学したり、日本にずっと住みたい方々が増えていく中で、県立高校の役割というの、より求められてくるんじゃないかなと思います。

具体的などころでいきますと、やはりこの通訳等の支援というのは、義務教育の小中と比べたらまだまだ対応できていないところが多くて、私が現場にいるときも、卒業生が通訳で高校の方から呼ばれて行ったことが何回もありますし、先日来た生徒と保護者につきましては、高校からの書類をたくさん持ってこられて、何がしたいかという、毎月の支払いがしたいが、いくら払ったらいいのか、何をしたらいいのか分からないということでした。

実は、持ってこられた書類は就学支援金のことで、高校の金額は払わなくていいよということだったんですけども、それも払わなきゃいけないという思いでおられて、やはりこれは大事な情報なので、子どもはある程度日本語がわかるんだけれども、保護者としてしっかり理解したい。

ただ、そこでつなげてくださるような通訳がない。通訳システムも事前に予約して、1か月後や2か月後であれば対応されるようなことも聞いていたんですが、やはり保護者の求めるところは、すぐ、今というところもたくさんありますので、そうしたところは、県立高校等で、こういった外国籍の、先ほどデータを見ていますと、58名とありましたが、支援をするということで、もっともっと、途中で辞めずに、社会に還元される子も増えてくると思いますので、そういったところで、教育的な役割も触れていただけるとありがたいなと思います。

【委員】

17 ページ、市町の役割ですけれども、外国人の皆さん増える中で、多言語化が必要だということが書かれています。当然そうなんです、長浜市でも、4000 人弱の方がおられる中で、37 か 38 カ国ぐらいおられるんです。

全部の言語への対応は当然難しく、やさしい日本語というもので、何とか皆さんとコミュニケーションをとっていききたいなということを思っまして、プランの中にも、そのことを少し触れておられるんですけども、何ていうんでしょうか、私どもの現場としては、結構重い重点施策でして、その辺がどうなのかなと思いました。

【委員】

私は障害福祉課の窓口立つことが多いんです。実際外国人来られまして、言葉がわからないので、通訳を呼んでということもありますが、本当に割合が少なく、10 回来られたら 1 回付くというので、そんなので、日本の方にもなかなかわかりづらい、補助金であったり、色々な手当ですね、ややこしい申請の関係は難しいんですよ。

よく考えてみれば、外国人の問題もあるけれども、ユニバーサルとかいう部分の力、そういうものが、日本は本当に遅れているんだなということを実感する毎日です。

できるだけ、わかりやすく、丁寧にやっているんですが、窓口も含め、行政の人たちの意識が顔に出るわけですよ。

そして、最終は国際協会に投げるといって、そういう姿を見ていると、外国人としてはなかなか行きたくないなというところの、苦痛を強いられているというのが現状だと思います。

どこかで、おもしろい文書がありまして、「外国人だから、当然、耐え忍ばなければならない苦痛があると思います。」と書いてあって、当然なのか、苦痛は当たり前なのか、誰が言ったのか後で聞きたいと思いましたが、そんなことで、先ほど言っていました、社会保障の問題とか、年金の話でも、私たち日韓国人のオールドカマーと言われる人間も、年金に入れたのはつい最近のことです、いかにも本当に狭い門戸を、これまで、押し広げてきたという経緯があって、もっともところ、自由にユニバーサルの気持ちですね、簡単にわかるようにすることはできるだろうと思うんですよ。

賢い人に賢いことを教えるのは簡単だけれども、小学生にこのことをわからせるのはどうしたらいいかなというふうに、汗かいて、知恵を出すのが、教育者だと思いますし、そういうことをつくづく感じています。

言おうと思ったのはこのことではなくて、これは入れます、これは入れませんか、この制度は使えます、使えませんか、それをはっきりとわかりやすくすることがわかりやすい日本語プラスアルファが必要だと思います。

【委員】

まだまだご意見も頂戴したいところなんですけれども、先ほど、市町のところには教育という言葉が一言だけ入ってるんですけども、県の中には教育という言葉が入ってないんですけれども、いいのでしょうか。

県としても教育の役割というものも明記していただいたらどうかなと思います。

本当にまだまだ御意見ちょうだいいたしたくて、ここ後の第 5 章のところについては本当に具体的なことを書いておりますので、こういったところこそ皆さんが活動されている中で、お気づきの点は多々あると思いますので、ここもじっくりと協議したいところではあるんですけれども、ちょっとここは皆様に、宿題という形で、じっくり見ていただくということで、宿題をお出してもよろしいですか。

このプランのデータをお送りいただいて、御自身の活動の中で、得意とされている分野だけでも結構ですので、ぜひ、ちょっとほうから事務局から送っていただいた、ふだんから反対しまして、御意見をまたメールで結構でございますので、お返しをいただいて、皆さんの御意見を反映していただきたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

もし可能であればなんですけれども、このいろんな施策取り組みが掲げられてるんですが、何かこう、今回のプランで初めて入った新しいものがあれば、新でも NEW でもつけておいていただけると助かります。

【委員】

それではですね、ちょっと最後まで議論ができなかったので申しわけないんですけども、マイクのほうちょっと事務局のほうにお返しいたしまして、またについてまたよろしく願いいたします。